

お詫びと訂正

『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック 2019 共通科目編』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2019年1月11日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
31 頁	項目 153 の 3 行目	2 <u>時間</u>	2 <u>年以上</u>	
98 頁	項目 32 の 2 行目	<u>雇用者</u> の 53.6%	<u>就業者</u> の 53.6%	
98 頁	項目 32 の 4 行目	男性 <u>雇用者</u> の 64.9%	男性 <u>就業者</u> の 64.9%	
98 頁	項目 32 の 5 行目	女性 <u>雇用者</u> の 43.4%	女性 <u>就業者</u> の 43.4%	
108 頁	項目 106 の 4 行目	(表 <u>5</u> 参照)	(表 <u>3</u> 参照)	
113 頁	項目 142 の 3 行目	(表 <u>6</u> 参照)	(表 <u>4</u> 参照)	
300 頁	項目 69 表 15 の 2004 (平成 16) 年の項目	(消費税 8%増額が財源)、 <u>厚生年金の支給開始年齢を 65 歳に段階的に引上げ</u>	(消費税 8%増額が財源)	
383 頁	項目 265 の 5 行目	創設された (表 14 参照)。	創設された。 <u>また、2016 (平成 28) 年の法改正により、居宅訪問型児童発達支援が追加された (2018 (平成 30) 年 4 月施行)</u> (表 14 参照)。	

383 頁「表 14 障害児通所支援の種類（市町村）」を以下のように訂正させていただきます。
下線部分が追加・訂正箇所となります。

種類	行われる支援
児童発達支援 (第 6 条の 2 の 2 第 2 項)	障害児につき、児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。
医療型児童発達支援 (第 6 条の 2 の 2 第 3 項)	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行う。
放課後等デイサービス (第 6 条の 2 の 2 第 4 項)	就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。
<u>居宅訪問型児童発達支援</u> (<u>第 6 条の 2 の 2 第 5 項</u>)	<u>重度の障害の状態その他これに準ずるものにある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する。</u>
保育所等訪問支援 (第 6 条の 2 の 2 第 6 項)	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

383 頁	項目 269 の 1 行目	第 6 条の 2 第 <u>7</u> 項	第 6 条の 2 の 2 第 <u>8</u> 項
384 頁	項目 270 の 1 行目	第 6 条の 2 第 <u>8</u> 項	第 6 条の 2 の 2 第 <u>9</u> 項
399 頁	一問一答⑥解答	自立生活援助就労定着支援 (<u>69, 87</u>)	自立生活援助、就労定着支援 (<u>70, 88</u>)
400 頁	一問一答⑩解答	介護給付費 (<u>154 (表 11)</u>)	介護給付費 (<u>136 (表 10)</u>)
500 頁	項目 202 の 2 行目	介護保険法の成立において、	<u>介護保険法等の一部を改正する法律</u> の成立において
500 頁	項目 203 の 2～3 行目	介護保険上の介護施設だが、医療法上で医療提供施設として法的に位置づけられる病院または診療所から	介護保険上の介護 <u>保険</u> 施設だが、医療法上で医療提供施設として位置づけられる。病院または診療所から
546 頁	項目 252 の 6～7 行目	前年より <u>若干減少</u> している。	前年より <u>増加</u> している。